

業務部速報

No. 51

発行 15. 3. 4

JR東労組 業務部

申8号 E233系(編成H023)の即時運用停止と早期乗務復帰を求める緊急申し入れ

第1項 9月11日、根岸線桜木町駅中線で反対側のドアが開扉した事象について、E233系(編成H023)のデータを明らかにするとともに、再発防止に向け徹底した原因究明を行うこと。

第2項 原因が特定できるまでE233系(編成H023)の運用を停止すること。

組合 事象発生以降、会社が調査した事柄を明らかにすること

会社 **車両** 車セでの再現試験。メーカでの調査(車掌スイッチ、継電器等)
→ 十分な調査を行い異常なし

第3者 駅防犯カメラを確認 → 第3者が関与した可能性は低い

運転士が扱った可能性が高いと推定する

組合 『運転士が扱った』とは認められない!! 対立

組合 運転士が扱ったといえる根拠は何か!! 本人の申告を信じないのか!!

会社 ・運転士が事実と異なる証言をしているとは思っていない
・TIMSの記録に、3番線側ドアの「開」指令が出ている事実が残っている

交渉で明らかになった運用再開までの流れ

9月11日 事象発生。翌日より車両の再現試験、メーカ調査を開始。

9月下旬～10月上旬 車両に異常なし **この間運用していなかった明確な理由は明らかにせず**

12月1日 当該編成の運用再開

対立 再発防止に向けて、原因究明が不十分だ! 運転士だけのせいにするのは認められない!!

第3項 当該運転士を早期乗務復帰させること。

組合 乗務復帰させていない根拠は何か!!

会社 臨時の医適を行い、結果から乗務には適さないと判断。検査内容は言えない。

組合 臨時医学適性検査は何を検査するのか

会社 通常の医適ではない項目も実施。事象の内容に応じ産業医が判断。

組合 乗務に適さないと判断するならば、全ての乗務員に同様の検査を行うのか

会社 個別事象ごとの判断であり、全てにやる必要はない。今回は原因究明のため実施。

組合 臨時の医適で、無意識に扱った原因が特定できたのか

会社 事象との因果関係は特定できなかった。

原因究明の名の下に必要以上の検査を実施し、乗務に適さないと判断することは認められない!再度乗務復帰を求める!!